



三重県食品提供システム

みえ〜る

みんなでえがおに！ 食品ロス削減・生活困窮者支援



三重県食品提供システム「みえ〜る」とは

企業等の団体から無償で提供される食品について、提供者（企業等）と受取者（フードバンク活動団体や子ども食堂団体等）とのマッチングをウェブ上で行い食料支援につなげるシステムです。



提供できる食品

消費期限・賞味期限内である、品質に問題のない食品

出荷できなくなった食品

- ・規格外品（商品形状、印字、外装等の不良）
- ・製造ロット未満品
- ・出荷期限切れ品
- ・販売先からの返品

災害備蓄食品

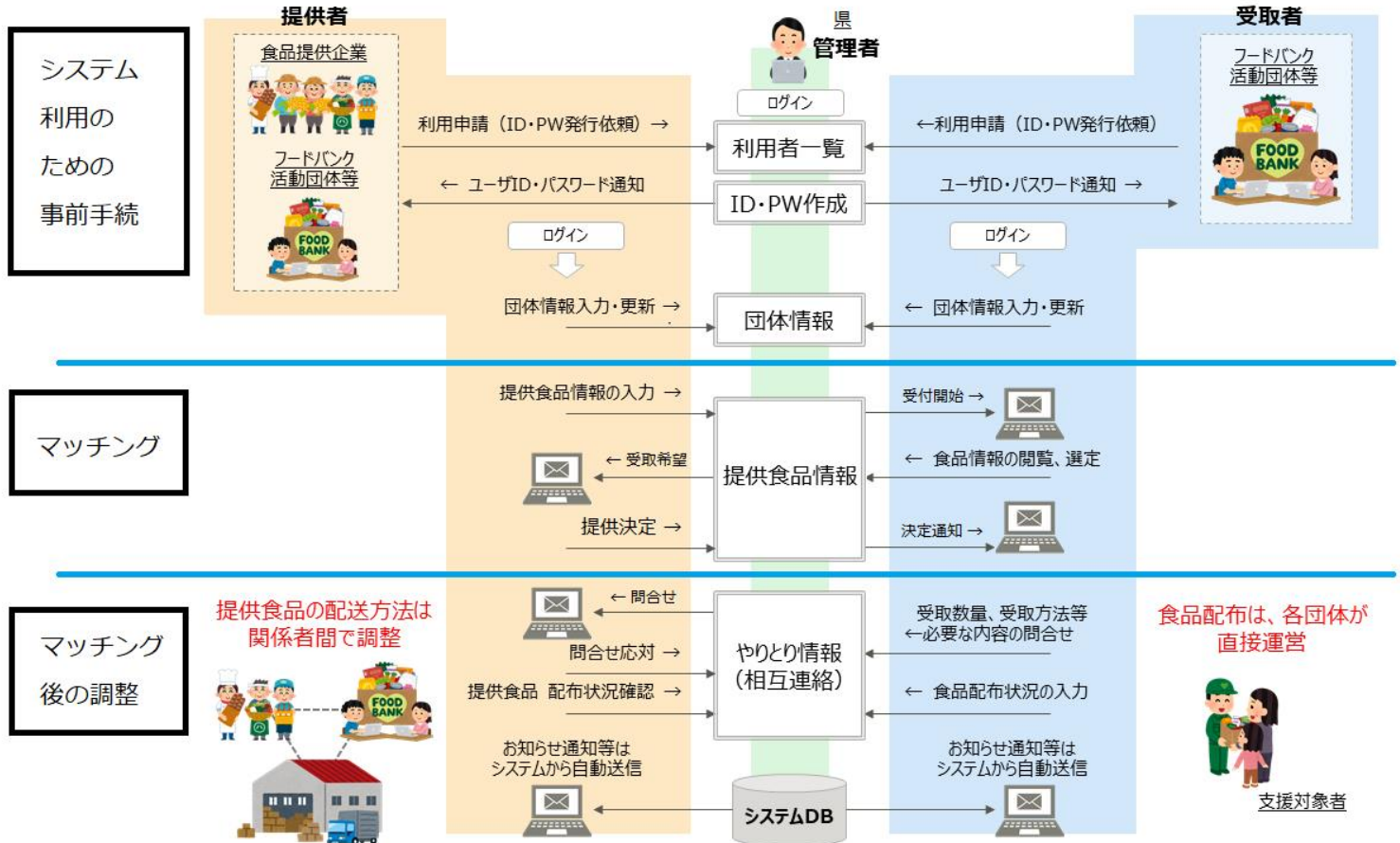
- ・更新による備蓄終了品 など

※「みえ〜る」とは、「みえ」、「エール」、「みえる」を組み合わせた名前です。

- ・SDGsの「誰一人取り残さない」という考え方に基づき「『み』んなで『え』がおに」なるように
- ・食料支援による「エール」が生活困窮者の方に届くとともに、
- ・提供者と受取者がシステムを通して、お互い顔が「みえる」ようになり、
- ・そして、みんなの笑顔があふれる社会になるように

という願いを込めています。

三重県食品提供システム「みえ〜る」の概要



システム利用

利用申請（新規団体登録）が必要です。システムポータルから申請を行ってください。
（個人の方はシステム利用対象としていません。）

システムポータル

<https://www.miefood.jp>



よくある質問

Q 賞味期限・消費期限の残り何日前の食品まで提供できるのですか？

A 支援対象者の方が提供食品を食べるまでに、賞味期限・消費期限が残っている必要があります。フードバンク活動団体等が支援対象者の方に配布する期間も必要なため、期限の残りの目安として1か月以上を推奨しています。
（1か月未満の食品であっても、マッチング、配送、配布ができるなら問題ありません。）

Q 食品はどのくらいの量を提供すればいいですか？また、定期的でなくてもいいですか？

A 少量であっても、また、定期的でなくても、システムへの登録は可能です。

Q 送料は提供者、受取者のどちらが負担するのですか？

A 提供者が提供食品情報を入力する際、送料の負担者や金額等を併せて入力します。受取者はその条件を考慮したうえで受取希望を入力することになります。詳細はマッチング成立後の双方のやりとりで調整します。

提供者・受取者の生活範囲内でマッチングが行われ、提供食品を直接受取することで双方の送料負担がなくなればと考えています。



三重県食品提供システム

みえ〜る